

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

理念

大阪府としても、枚方市としても大切にしてきた理念
インクルーシブな社会構築のための大切な理念
子ども、教員、保護者の意識にとっても大切な理念

インクルーシブ

障害の状況によって分離されない
ともに学び、ともに育つ機会を奪われない
地域でともに育つことができることがインクルーシブな社会を構築するための手立てとなっている

個に応じた 教育的ニーズ

ともに学び、ともに育つことを前提とした教育課程の実現
個に応じた教育的ニーズに対応することで、通常の学級でともに学ぶことができる
(障害の状況によって学習内容は違っても)

少人数学級編制の 事業(市独自)

子ども、保護者、教員にとっても、同じクラスの一員だという意識を育むものとなっている

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・枚方市の「ともに学び、ともに育つ」理念についてはこれまでと変わらない
- ・支援学級に在籍している子どもたちも、通常の学級の一員としての意識をもつための理念となる
- ・少人数学級編制（市独自）は、枚方市として実施を継続する
- ・「ともに学び、ともに育つ」理念とつながっている取組として大切にする

□議論が必要な項目

- 「ともに学ぶ」だけがインクルーシブではない ➡ 障害に応じた対応が必要であることが理解されているか？
- 「障害のある子ども、障害のない子ども」という言葉を使う以上線引きが求められる
 - ➡ 定義をするか、使わないことも検討する必要があるのではないか。
 - （「すべての子ども」という表現を使う等）
- 枚方市としての文書における言葉の定義が明確になっていない ➡ 概念が共通理解されていない（混乱の原因となっている可能性がある）
- それぞれの人が、それぞれの立場で解釈している ➡ 言葉を使う以上、概念を明確にする必要がある
- 少人数学級編制（市独自）は教員不足の問題と密接につながってる ➡ 必要な取り組みとしてどうすれば実現できるか
- ダブルカウントが実現できない場合、教員の負担にもつながる ➡ 学級が子どもたちの安心できる学びの場とならないのではないか

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

子どもたちの 多様性

枚方市は「ともに学び、ともに育つ」ためのノウハウの蓄積が学校現場の教員にある
(多様な子どもたちがいることを前提とした学級経営・授業づくり等)

通常の学級においても個に合わせた目標や学び方を実践している教師はいるのではないか
(特別の教育課程の実践)

「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現が枚方市の学校に広がっている

教育を受ける 権利を保障

枚方市は就学先の決定について最大限保護者の意向を尊重できている(保護者と市教委の意向が同じ)

通常の学級の充実

支援が必要な子➡支援学級が必要という判断になっていないか

教員のノウハウが明文化されていないのではないか（スキルアップ・支援教育スキルの向上）

支援学級種別による 役割の明確化

小学校における通級指導教室が全校設置されていないので、検討できないのではないか

通級指導教室における教育課程について保護者理解が進んでいないのではないか

枚方市は知的障害と自閉症情緒障害の対象児童生徒が混在しているのではないか

個々のニーズに応じた 教育内容・合理的配慮

支援学校を検討しながら地域の学校を選択した子どもたちに適切な教育課程が編制できているのか

教育内容や合理的配慮について保護者との合意形成はできているか（子どもの声が反映されているか）

放課後デイサービスとの連携は実施できているか（宿題等についても配慮がない場合があるのでは）

個別の教育支援計画・個別の教育指導計画をもっと機能させる必要があるのではないか

保護者の思い、子どもの思い、教師（通常の学級・支援学級）の思いが連携されていないのではないか

通常の学級の充実

- 通常の学級が変わらなければ選択肢があっても適切な学びの場を選択できない ➡ 多様性を前提とした通常の学級の充実が必要
➡ 教育課程・指導体制・支援体制の充実が必要
- 支援教育の充実が教員の負担となるのではないかと ➡ 校内支援体制を整備と充実が必要（支援教育Coの専任化等）
- 知識を教え込む授業からの脱却は進んでいるか ➡ 教育の概念をティーチングからコーチングに変化させていく必要がある

アセスメント

- 支援が必要な子どもに適切な教育内容、合理的配慮を判断し、学びの場を決定しているのか ➡ 適切なアセスメントの検討が必要

在籍の判断

- 通常の学級での学びが大切に判断されているか ➡ 支援が必要であっても通常の学級での授業のやり方を工夫することを前提に検討が必要
- 支援学校を検討しながら地域の学校を選択した子どもたちに適切な教育課程を ➡ 特別支援学校のセンター的機能の活用が必要
- 学びの場として通級指導教室を判断しにくい ➡ 通級指導教室の拡充を進める必要がある

教育課程

- 学びの場によって教育課程が変わる ➡ 通級指導教室・知的障害・自閉症情緒障害学級について教育内容の整理が必要（役割の明確化）

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・通常の学級において個の教育的ニーズに応じた学びの実践が必要となる
- ・すべての児童・生徒が、通常の学級の一員としての意識をもつための理念となる
- ・インクルーシブ教育は「ともに学び、ともに育つ」の理念につながっている

□議論が必要な項目

- 「同じ場で学ぶこと」「個のニーズに応じた学び」を両立させることは可能か？ ➡ 目的を明確にする必要がある
- 多様性を前提とした通常の学級の在り方とは？
- 通級指導教室・知的障害学級・自閉症情緒障害学級について役割の明確化とは？
- 在籍学級を選択するためのガイドラインがあると学校は判断しやすいのでは？
- 学びの場の変更について柔軟な対応について検討が必要ではないか？
- フレキシブルな対応の先を検討するにあたり、障害種別という概念が必要なのか？（制度上の限界）

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

個別最適な学び

学び方の自己選択

「何を」、「どのように」、「どれくらい」

学びの合理的配慮

「視覚化」：簡潔な指示・説明・発問の精選、ICTの活用

「構造化」：時間の構造化（学習の見通し）

場所の構造化（学ぶ場所・方法等の明示）

スタイルの構造化（話す、聞く、読む、書く、考える等）

「協働化」：課題における学び合い

学びのユニバーサルデザイン

自分にあった方法や場面にあった方法等を自分で適切に選択することができる

支援学級・通級指導教室との連携

個別の教育支援計画、個別の指導計画の作成と活用

指導の共有化

通常の学級の充実

主語が「子ども」になっているか ➡ だれの「困り感」なのか

教員が子どものつまづきや教育的ニーズに「気づく」ことができているか

個々のニーズに応じた 基礎的環境整備 合理的配慮の徹底

子どもの思い、保護者の思い、教員の思いが連携できているか

子どもの特性を理解し個々の特性に応じた支援の方法が実施できているか

子ども本人の気持ちを聞いたうえで、個々のニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮について

保護者との合意形成はできているか

個別の教育支援計画・個別の教育指導計画が利活用されているか

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・通常の学級において個の教育的ニーズに応じた学びの実践が必要となる
- ・学びの場所、学びの方法等、子ども自身で自己選択することができる
- ・子ども本人の気持ちを聞いたうえで、個々のニーズに応じた基礎的環境整備と合理的配慮の大切
- ・常時、指導の共有化ができる環境づくり（個別の教育支援計画、個別の指導計画の利活用）

□議論が必要な項目

- 基礎的環境整備と合理的配慮の徹底のためには？
- 通常の学級担任のスキルアップのためには？（授業力アップ、個別最適な学び、自立活動の理解等）
- 子どもの特性理解とアセスメント（発達面、心理面、学習面、行動面等）のためには？
- 「いつ、どこで、何を、どのように、どのくらい支援したらいいのか」を実現するためには？
- 子ども自身が個別最適な学びを実現するために自己決定するためには？（学ぶ場所、学ぶ方法、学ぶツール等）

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

就学相談の体制

支援学級及び通級指導教室を検討しているすべての保護者への就学相談の実施（300件以上）
園訪問を希望されるすべての就学前施設への訪問の実施
就学相談資料（枚方市における支援教育）をホームページにて周知
教育支援委員会の実施

就学児の アセスメント

就学相談シートに基づいた指導主事による相談の実施
支援学級及び通級指導教室を検討しているすべての子どもたちを対象とした園訪問の実施
途中入級や通級指導教室利用を検討している場合は、LITALICO教育支援ソフトの活用が可能

小学校入学時の 在籍の判断

保護者の意向を最大限に尊重した在籍への判断
保護者・幼児の事前学校訪問の実施
必ずしも診断書を必要としていない

アセスメント

子どものつまづき、困り感、ニーズの把握
子どもの特性の把握（発達面、心理面、学習面、行動面）
子どものストロングポイントの把握（子ども自身が持つ資源）

途中入級の相談

本人のつまづき、困り感、ニーズ、特性について個別の相談
保護者の悩みに寄り添った個別の相談
通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮の実施状況の説明
「特別の教育課程の編成」、「自立活動」の説明
本人・保護者、学校との合意形成

通級指導教室の利用 支援学級の入級

本人・保護者の意向を最大限尊重した判断
必ずしも診断書を必要としていない
通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮の継続
通常の学級担任との連携

相談体制

支援学級及び通級指導教室を検討しているすべての保護者に対して専門家の意見が提供できていない
支援学級在籍・通級指導教室利用について、保護者への周知が十分ではない

アセスメント

支援学級及び通級指導教室を検討しているすべての子どもたちに対して専門家の判断が得られない
途中入級・中学校進級に向けた就学相談がない
通級指導教室利用に向けた就学相談がない

在籍の判断

診断書を必要としていないため、学びの場として適切となっているか判断が難しい
途中入級・中学校進級に向けた就学相談、通級指導教室利用に向けた就学相談がないため、判断が
学校と保護者に委ねられている
在籍の判断について、本人と保護者の合意形成がとられていないケースがある

相談体制

- 保護者に対して専門家の意見が望ましい ➡ 就学相談における専門家の導入について検討
- 枚方市の支援教育について周知の充実が必要 ➡ 動画について就学前の保護者が情報獲得できる手立てを検討、動画・資料の充実
- 就学相談に対する教育委員会の体制改善が必要 ➡ 保護者に対する全体説明会の充実、個別相談体制を充実させてフォロー

アセスメント

- アセスメントには専門家等の意見を反映させることが望ましい ➡ 指導主事だけではなく、専門家、教育現場の教員の導入について検討
➡ 放課後等デイサービスとの連携検討
- 途中入級、通級指導教室利用時にも多角的なアセスメントが望ましい ➡ 教育委員会への相談、教育支援ソフトの活用を検討
- 中学校進級に向けた就学相談が望ましい ➡ 保護者に対する全体説明会（動画等）の実施を検討、中学校との連携強化

在籍の判断

- 専門家の意見があることが望ましい ➡ 保護者が必要としている場合は専門家の意見が提供できるよう体制整備を検討
- 途中入級・通級指導教室利用・中学校進級について相談窓口が多いことが望ましい ➡ 学校だけではなく、相談窓口体制の充実検討
- 在籍の判断については、本人と保護者の合意形成が必要 ➡ 個別の教育支援計画・個別の指導計画

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面等）理解のためのアセスメントには、複数の視点、客観的根拠を取り入れて実施
- ・適切な学びの場の選択のためのよりよい就学相談の方法となる
- ・途中入級、退級に向けた子どもの適切なアセスメントとなる
- ・通常の学級での困難さからアセスメントを経ず入級につながることに對して適切なアセスメントに基づいた学びの場の選択が必要

□議論が必要な項目

- 適切なアセスメントに基づいた就学相談の在り方とは？
- 専門家の意見をどのように導入していくか？
- 保護者にとって望ましい情報提供の手段及び充実とは？
- 放課後等デイサービスとの連携をどのように進めていくか？
- 枚方市の児童生徒にとって、より良い就学相談の在り方とは何か？
- 枚方市の児童生徒にとって、最適なアセスメントの方法とは何か？
- 枚方市の児童生徒にとって、適切な学びの場の選択とは何か？
- 自閉症・情緒障害学級に在籍している子たちは、厳密に言えば知的な遅れはないはずだが、通常の学級で学ぶことができないことで学習に遅れが生じているケースもあるので柔軟な対応が必要なのではないか？

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

自立活動の内容

個に応じた支援
授業の中で部分的に自立活動
認知機能を高める自立活動
社会性発達を促す取組（SST等）

学習方法や 環境の在り方

1対1での取組や少人数での取組

個のニーズ

通常の学級で過ごしている時間が多い（社会的自立への視点）
別の場所でともに頑張っている認識
通常の学級の居心地を大切にしてい
配慮が必要な児童生徒の障害特性を説明する場面がある
（合意形成に基づいた障害理解）

自立活動の内容

個に応じた支援内容が適切かどうかの判断

支援学級在籍でも活用時間が少ない場合、学びの場として適切か検討が必要（ともに学ぶ機会の確保）

社会的自立をめざした「SST等」は、小集団での実施が望ましい場合もある

子どもの課題を克服するための時間になっていないか（多くの時間・教員の認識）

自分の障害に向き合う時間となっているか

障害者の社会的な「自立」に向けた取組となっているか

学習方法や 環境の在り方

個に応じた目標ではなく、通常の学級の子どもたちと同じ目標設定となっていないか

保護者や教師が「やらせたい」「できるようにさせたい」が子どもの負荷になっていないか

1対1の支援体制はどれだけ実現できているのか

個のニーズ

個のニーズに合っているか（画一的な取組になっていないか）

本人が納得した在籍となっているか（合意形成されているか・「行ってきます」が強制となっていないか）

本人が納得した自立活動となっているか

本人の意思が反映されていない個別の教育支援計画、個別の指導計画となっていないか

教科学習の補充のみになっていないか

自立活動

- 障害の状況に応じて、個別支援・集団支援の検討が必要 ➡ 適切なアセスメント
- 集中力持続の観点から、一単位時間の中で部分的に自立活動を取り入れることが効果的と考えられる ➡ 適切なアセスメント
- 保護者にとってどう育ってほしいかは大切な視点だが、子どもの意思が反映されているか確認が必要 ➡ 本人参加型の個別の指導計画
- 課題克服だけが目的ではなく、本人のもつ豊かさに気づき、伸ばしていくという視点が必要 ➡ 成長発達と自立に向けた共通理解
- 自身の合理的配慮を自分で把握することが必要 ➡ どう意思表示していくか、本人の障害理解を進める

学習内容

- 障害の状況に応じて、個別支援・集団支援の検討が必要 ➡ 適切なアセスメント
- 障害特性に合わせて学習内容・学習環境の検討が必要 ➡ 適切なアセスメント・個別の教育支援計画・個別の指導計画
- 保護者や教師が「やらせたい」「できるようにさせたい」が子どもの負担になっていないか ➡ 本人参加型の個別の指導計画
- 通常の学級でともに学ぶための支援となっているか確認が必要 ➡ 通常の学級の充実・障害理解の推進

個のニーズ

- 本人が納得した在籍、取り組みたいこととなっているか確認が必要 ➡ 本人との合意形成と共通理解
- 教育内容、支援内容に本人の意思が反映されているか確認が必要 ➡ 本人参加型の個別の教育支援計画・教育指導計画
- 教科学習のみが本人のニーズである場合は適切な支援教育に関する理解が必要

➡ 支援教育の理解・自己理解・障害特性理解・個別の教育指導計画・特別の教育課程の必要性・自立活動

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面）のアセスメントのもと、適切な自立活動の実施となる
- ・個別教育支援計画、個別の指導計画を踏まえた自立活動の実施となる
- ・社会的自立と小中学校の9年間を見据えた自立活動の実施となる
- ・子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施となる
- ・支援教育は、学習の補習・補充が目的ではなく、社会的自立をめざした自立活動を含む特別の教育課程の編成が必要であることを正しく周知、理解を進める

□議論が必要な項目

- 充実した自立活動の取組となるためには？
- 児童生徒に個別指導で対応する状況になっていないか？
- 教員が専門的視野をもち障害特性を理解し、充実するためには？
- 小学校と中学校の支援教育において、9年後の将来を見通して一貫性のある教育を実施するためには？
- とともに学ぶ場となっているか、ともに育つ場となっているか ➡ 「ともに育つ」とはどのような状態なのか？
- 本人が納得した在籍となっているか？

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
- 6. 通級指導教室について**
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

学びの場

多様な学びの場の連続性を保つための手立てとなっている

学びの場が通常の学級で学ぶための支援となることで、「ともに学び、ともに育つ」理念を体現している

枚方市は歴史的にも通級指導教室を大切にしてきた

中学校への全校設置が実現している

自立活動

障害に応じた特別の指導（自立活動）は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、または克服することを目的

とする指導とし、特に必要があるときには、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができる

設置状況

小学校の全校設置が実現していない

令和6年度 22校/44校

周知

通級指導教室の授業時数、自立活動の内容について担当者によって見解が違うのではないかと

学習の補充が行われている学校もあるのではないかと

保護者への周知については充実が必要

全校設置を進めるとともに、障害理解教育を充実させ、正しく理解を求める必要があるのではないかと

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面）のアセスメントのもと、適切な自立活動の実施となる
- ・子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施となる
- ・通常の学級との情報共有・教材共有の充実が必要となる（個別の教育支援計画、個別の指導計画）
- ・「ともに学び、ともに育つ」教育を実現するためのてだてとして適切な理解をもとに全校設置を進める
- ・通常の学級において障害理解教育の充実が必要となる

□議論が必要な項目

- 支援教育における教員の理解不足を補うためには？（通常の学級における支援、通級指導教室での自立活動、支援学級における学び等）
- 経験の少ない通級指導教室担当者のサポート体制は？
- 校内委員会、ケース会議の持ち方については？
- 児童・生徒のアセスメントについて（発達面、心理面、学習面、行動面）教員の主観のみにならないためには？
- 通級指導教室の利用に向けた保護者への説明は？（自立活動の説明、教科の補充ではないことの説明等）

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
- 7. 支援学級について**
8. 将来的な学びの場の選択について

自立活動の内容

個別の教育支援計画、個別の指導計画とリンクした個に応じた支援
短時間で集中して取り組めるための工夫（モジュール形式）
認知機能を高める自立活動
社会性発達を促す取組（SST等）

学習方法や 環境の在り方

1対1の授業・少人数の授業
個の教育的ニーズに応じた学びの内容

個のニーズ

自分が必要な自立活動を選択することができる環境（社会的自立をめざした取組）
通常の学級で自分の力を発揮するための自立活動
通常の学級での自己肯定感を高められる個別最適な学び
合意形成に基づいた障害理解教育

就学児の入学段階

加配制度がなくなることへの不安からの入級の判断

環境の変化、学習面の不安等からの入級の判断

支援学級在籍に向けた説明の内容の不十分さ（特別の教育課程の編成、自立活動等）

途中入級

保護者からの学習面のつまづき、困り感に対する入級の希望

通常の学級担任からの学習面のつまづき、困り感に対する入級の提案

支援学級在籍に向けた説明の内容の不十分さ（特別の教育課程の編成、自立活動等）

通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮により、ともに学ぶことができる子どもたちがいるのではないか

退級

将来的な学びの場の選択に向けた具体的なイメージと取組

社会的自立に向けた具体的なイメージと取組

自分の困り感に対する「ヘルプ」の出し方を身につける

ともに学ぶための合理的配慮を身につける

通常の学級担任、通級指導教室担当、支援学級担任の連携と情報共有

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面）のアセスメントのもと、適切な自立活動の実施となる
- ・子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動の実施となる
- ・通常の学級との情報共有の充実が必要となる（合理的配慮、個別の教育支援計画、個別の指導計画）
- ・個の教育的ニーズに応じた適切な学習支援が必要となる（特別の教育課程の編成、個別最適な学び）
- ・身につけた力を通常の学級で発揮できるための基礎的環境整備と合理的配慮の実施となる
- ・障害理解教育の充実が必要となる。

□議論が必要な項目

- 通常の学級担任と支援学級担任の連携は？（基礎的環境整備と合理的配慮、自立活動の取組、個別最適な学び等）
- 子どもの特性（発達面、心理面、学習面、行動面）の理解とアセスメントの手段は？（通常の学級担任による主観のみにならないために）
- 途中入級を希望する児童・生徒、保護者に対してどのような説明を行うか？（通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮、通級指導教室・支援学級における自立活動）
- 校内委員会、ケース会議の持ち方については？

中間報告について

1. 「ともに学び、ともに育つ」教育について
2. 日本におけるインクルーシブ教育について
3. 通常の学級における支援の充実について
4. アセスメントについて
5. 自立活動について
6. 通級指導教室について
7. 支援学級について
8. 将来的な学びの場の選択について

就学児の就学状況

通常の学級、通級指導教室、支援学級、府立支援学校

⇒「とも学び、ともに育つ」の理念のもと地域の学校が選択されている

小学校 → 中学校

支援学級の継続在籍、通級指導教室の利用（継続利用、支援学級退級）、通常の学級（通級終了、支援学級退級）

府立支援学校

⇒本人・保護者の意向を最大限尊重した学びの場の選択がなされている

「とも学び、ともに育つ」の理念のもと地域の学校が選択されている

中学校 → 進路先

高等学校（全日制、定時制）、通信制（技能連携校を含む）

府立支援学校高等部、府立高等支援学校

⇒中学校卒業後の進路の選択肢が増えている

就学児の就学状況

加配制度がなくなることへの不安からの入級の判断

「とりあえず、支援学級に在籍して、学年があがったら退級」

支援学級在籍に向けた説明の内容（特別の教育課程の編成、自立活動等）

正しいアセスメントに基づいた学びの場の選択のために医療機関との連携が必要

小学校 → 中学校

小学校高学年での将来的な学びの場の選択における説明

中学校の支援体制の説明の時期と内容

社会的自立に向けた具体的なイメージと取組

個別の教育支援計画、個別の指導計画の共有

中学校 → 進路先

将来的な学びの場の選択に向けた具体的なイメージと取組

社会的自立に向けた具体的なイメージと取組

進学先との情報共有（個別の教育支援計画、個別の指導計画等）

社会的自立のための困り感を捉えるため、福祉の観点で子どもたちをサポートできる体制づくりが必要

枚方市支援教育充実審議会の方向性（案）

- ・学びの場の選択のために医療機関との連携と充実が必要となる
- ・就学児・保護者に寄り添った丁寧な支援教育の説明の実施が必要となる
- ・9年間を見据えて、子ども自身が自己理解を深め、自己実現を目標とした自立活動が必要となる
- ・小中学校間連携、通常の学級との連携の充実が必要となる（個別の教育支援計画、個別の指導計画）
- ・退級後もきめ細やかな支援が必要となる（基礎的環境整備、合理的配慮、個別最適な学び）
- ・社会的自立を見据えた進路選択の支援が必要

□議論が必要な項目

- 就学児の保護者に対してどのような説明を行うか？（通常の学級における基礎的環境整備と合理的配慮、通級指導教室・支援学級における自立活動）
- 本人・保護者が納得できる選択肢を提供できるような説明を行うためには？
- 校内委員会、ケース会議の持ち方については？（通級指導教室の利用、支援学級からの退級、卒業後に向けて等）